

# 川越市指定産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の廃止（案） の概要について

平成 28 年 1 月

環境部産業廃棄物指導課

## 1 要綱の内容

川越市指定産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱は、産業廃棄物を県外から市内に搬入して処理する事業者に、あらかじめその処理に係る計画書を定めさせることで産業廃棄物の発生抑制及び適正処理の推進を図る目的で平成 15 年 4 月 1 日に制定したものです。

## 2 廃止の理由

本要綱を制定して以降、度重なる法改正により、排出事業者責任の強化や不適正処理対策の強化等が行われたため、目的が重複する本要綱は形骸化してきています。

また、本来の目的の他に、他自治体からの産業廃棄物の搬入抑制という意味合いを持ったものとなっています。このことは、①広域的に移動する産業廃棄物の円滑な処理を阻害し、結果として、不適正な処理ルートに向かうことになりかねないこと、②優良な産業廃棄物処理業者が市場において優位に立てるようになることを目的とする産業廃棄物分野の構造改革にブレーキをかけかねないこと等といった問題が生じております。

なお、近年の法改正による規制強化等により、本要綱に基づき行っている指導事項は、廃止後も法令を根拠に同等の指導を行うことができます。また、本要綱廃止による不適正処理の増加などの市内の生活環境への影響は考えられません。

以上のことにより、本要綱を廃止しようとするものです。

## 3 廃止日

平成 28 年 4 月 1 日

## 参考

### 1 本要綱に基づく届出件数

年度	件数（内実績のみの件数）
平成23年度	32件（5件）
平成24年度	32件（2件）
平成25年度	33件（1件）
平成26年度	41件（2件）
平成27年度	41件（1件）

### 2 廃棄物処理法改正の経緯（抜粋）

年度	概要
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・報告の徴収及び立入検査の拡充</li><li>・不法投棄及び不法焼却の罰則の強化（未遂追加）</li></ul>
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・マニフェスト違反に係る勧告に従わない者についての公表・命令措置を規定</li><li>・マニフェスト違反の罰則強化</li></ul>
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・処理委託契約書の記載事項の追加</li><li>・産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出の義務付け</li></ul>
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業場外保管届出制度の創設</li><li>・建設工事の元請業者への処理責任の一元化</li><li>・不法投棄に係る法人に対する罰金の引き上げ</li><li>・処理業者の優良化の推進（優良認定制度）</li><li>・多量排出事業者処理計画書の様式の追加</li><li>・多量排出事業者の届出の公表方法をインターネットへ</li><li>・多量排出事業者の届出の作成・提出義務について担保措置を創設</li><li>・マニフェスト（A票）の保存義務を規定</li><li>・処理困難通知及び通知を受けた事業者の手続き等を規定</li><li>・排出事業者の処理状況に関する確認を明文化</li></ul>